

第236回山形県建築審査会 議事録

日 時：平成26年9月9日（火）

場 所：山形県自治会館601会議室

【午後1時00分 開会】

出 席 佐藤委員、山田委員、粕谷委員、松木委員、高橋委員

欠 席 黒沼委員、高澤委員

事務局 建築住宅課：大江、石川、高橋、木村 都市計画課：高宮

（大江参事の挨拶後に、事務局より審査会成立の報告があった。）

佐藤会長

議事録署名人を粕谷委員と松木委員にお願いします。

議第1号「建築基準法第48条第7項ただし書の規定による許可のための同意について」事務局の説明を求めます。

事務局

（資料「申請建築物の概要について」「米沢市都市計画図」により、申請敷地の位置と用途地域、周辺道路等の状況及び準住居地域内の自動車修理工場の建築規制について説明があった。）

（次に、「騒音予測図」及び図面（配置図、平面図、立面図、断面図）により、申請建築物の配置、面積、高さ、作業内容、防音措置及び敷地境界での騒音の予測値の説明があった。）

（次に、許可相当と判断した理由として、国土交通省の技術的指針の基準とそれに対する申請内容の比較説明があった。）

（次に、8月27日に行われた意見の聴取について、出席者、利害関係者から出された質問及び利害関係者6名全員が賛成であったことの説明があった。）

佐藤会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

（質疑応答）

山田委員

現在、ここで行っている作業はどのようなものですか。

事務局

現在も申請建築物と同じ自動車修理工場ですが、現在の工場は作業場が狭くインパクトレンチを使用出来る作業部分が4つしかないため、それを7つに増やしたいということで今回の申請になったものです。

山田委員

板金・塗装を行わないということだとすると、定期点検とかタイヤ交換とかですか。

事務局

ショールームもあり中古車販売もしていることから、そのメンテナンスも行います。また、冬季はタイヤ交換が相当集中します。

山田委員

南側にマンションがありますが、騒音が上の方に響かないのでしょうか。インパクトレンチが4台から7台になるということで、騒音は大きくなるのでしょうか。

事務局

低騒音型のインパクトレンチを使用することとしております。また、意見の聴取にはマンションの権利のある方も出席しており、現状でも特に苦情等は出ていません。

粕谷委員

指針では、隣地方向には必ず外壁を設けて、透過損失を持たせるということでしょうか。

事務局

隣地に近い方に対しての騒音防止のために、外壁を防音構造にしてくださいという基準です。

粕谷委員

その場合、準住居地域で55dbという基準は、県としての判断ということでしょうか。

事務局

騒音の基準は国の指針には示されていませんが、県としては騒音規制法の規制値55dB

を超えてはならないという考えです。

粕谷委員

夜間作業は行わないということですが、指針でいう夜間というのは何時からでしょうか。交通事故などでは、日没を基準にしていますが。

事務局

国の指針には夜間の定義は記載されていませんが、受付は6時15分までで作業は7時までで終了するという事になっています。

佐藤会長

他に意見はありませんか。

異議がないようですので、議第1号について審査会として同意することはいかがでしょうか。（委員全員賛成）

それでは、議第1号については同意することといたします。

次に、議第2号「建築基準法第43条第1項ただし書の包括同意について」と議第3号「建築基準法第56条の2第1項ただし書の包括同意について」ですが、両議題とも包括同意であり報告事項となるため、続けて事務局の説明を求めます。

事務局

（法第43条第1項ただし書許可と法第56条の2第1項ただし書許可の包括同意基準についての説明の後、9件の報告案件について説明があった。）

佐藤会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

（質問、意見なし）

佐藤会長

県から提出された議題については以上であります。

委員の皆様には慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。

議事はこれで終了いたします。

(その他として、審査会の開催時間についての要望があった。)

事務局

それでは、これもちまして第236回山形県建築審査会を閉会いたします。
ありがとうございました。

【午後1時45分 閉会】

山形県建築審査会長

議事録署名人

山形県建築審査会委員

山形県建築審査会委員
